

◆PTA細則の学級PTAについて、第1回実行委員会にて承認されましたが、他にもまだ変更箇所があった為、臨時実行委員会を開催し追加承認されました。

また、来年度の役職選考をする際の執行部役員の人数についても、承認を得ました。

・学級PTAに関する文言の追加削除

係や当番とはっきり明記されている箇所を、役員、委員等と表記することにしました。

尚、会則、第18条 委員会・部にも、係や当番という文言がありますが、今後、係や当番が必要となった時の為に残しておきます。

・執行部役員のうち、副会長と総務の人数(保護者側)について

第1回実行委員会において、来年度世小Pの常任理事校となる為、副会長を1名増員する事は承認されましたが、会則に記載されている役員人数と今年度役員人数が違う為、来年度も今年度と同じ人数を選出する為の承認を得ました。

・副会長 4名(保護者3 教員1)のうち

→ ・保護者側 5名 (今年度から引き続き4名必要と判断。そこに常任理事校該年度の為、1名追加で5名。)

総務 5名(保護者3 教員2)のうち

→ 保護者側 4名 (今年度から引き続き4名必要と判断。)

【追加分】松沢小学校PTA細則 改正

・第2条 役員・委員等選考規定 2項, 7項, 8項

| 現行 | 改正後 | 備考 |
|---|--|--|
| 松沢小学校PTA細則 | 松沢小学校PTA細則 | ※赤字：変更 青字：削除 緑字：追加 |
| 第2条 役員・委員会選考規定 | 第2条 役員・委員会選考規定 | ▶役職選考係という役職は存在しない為、役職選考委員へ変更。 |
| 2項. 役員・委員は公募とする。選出手続きは役職選考委員会が行う。その際、役職選考係は候補者になることはできない。 | 2項. 役員・委員等は公募とする。選出手続きは役職選考委員会が行う。その際、役職選考委員は候補者になることはできない。 | ▶すべての項目において、係、当番と表記されている部分を、役員・委員等と変更。 |
| 7項. 会計監査は、当該年度および翌年度の学級PTAにおける係・当番の選出の免除を受けることができる。 | 7項. 会計監査は、当該年度および翌年度の選出について免除を受けることができる。 | |
| 8項. 必要人数に応じた役員、委員、係、当番に第2条の5項、6項、7項に該当のない教員を除く会員から選出されるものとする。 | 8項. 必要人数に応じた役員・委員等は、第2条の5項、6項、7項に該当のない会員(教員を除く)から選出されるものとする。 | |